

○石川光次郎委員長 庄田圭佑委員。

○庄田圭佑委員 私に残された三十分、質疑をさせていただきたいと思えます。今回は三点、通告させていただいておりますが、どちらかというと細かい話よりは、大枠の話、全体の概要がどうなのかという質疑をさせていただきたいと思っております。

それでは一つ目でございます。物価高騰対策関連予算ということでございますけれども、今回の補正予算においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、各種物価高騰対策費が措置されているということでございます。これまで様々な企業や団体などから光熱水費等の物価高騰のかけ増し経費について支援をお願いしたいと、こういった御要望を数多くいただいておりますので、今回の予算措置にまずは感謝申し上げる次第でございます。こうした物価高騰対策費につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり経営状況があまり芳しくない事業主体もあると認識しております。こうしたことから、速やかな予算執行が望まれるところであると思っております。事業者への交付までの大まかなスケジュールをまずお示しいただきたいと思えます。

○村井嘉浩知事 今回の物価高騰対策につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、医療・福祉、農林水産、運輸など幅広い分野における補助事業等の所要額を計上しているわけであります。その執行に当たっては、物価高騰の影響を受けている事業者等に可及的速やかに必要な支援が届くよう迅速に対応しなければならぬと思えます。このため、補助金等の交付につきましては、事業の種類・性質によって異なりますが、予算の可決成立後、準備ができ次第、申請受付を開始し、早ければ来年一月上旬から順次交付できるように進めてまいりたいと考えております。一月上旬からでございます。

○庄田圭佑委員 今、知事から可及的速やかに、一月上旬からということでありました。こうしたスピード感を持って交付するというのは、私が言うまでもなく皆様御承知のとおりかと思っておりますが、このスピード感、一月上旬という答弁ありましたけれども、その手法を、このスピード感をより高めていくための工夫などがあればお示しいただきたいと思っております。また、迅速な執行には、例えばオンライン、デジタルを活用した申請なども考えられますけれども、そうしたものを活用することについてどのような

お考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○千葉章企画部長 早期の予算執行に向けましては、提出書類の簡素化、受付窓口の一元化、審査期間の短縮などによりまして、事務手続のスピードアップを図るとともに、補助金等の支払いを迅速に行うため、一部の事務については概算払いを導入したいと考えております。また、可能な限り電子メールによって申請書類を二十四時間受付できるように、申請者の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 様々な工夫をされて、その結果多分一月上旬にはという、先ほどの知事の答弁につながっていくのかなと認識するところでございます。可及的速やかにということで、先ほどあったわけでございますけれども、それであれば、正直、何で先議でやらなかったのかなと思うところもあるわけでございます。仮に先議でやると、二週間から三週間ぐらい早く予算執行ができる、早ければ年末ぐらいには各事業者に交付できるスケジュール感になるのではないのかなと思うところではございますけれども。先議で対応してもよかったのではないかとというような私の考えについて、県の認識を確認させていただきます。

○志賀真幸総務部長 物価高騰対策、経済対策でございますので、スピードが大事だということはお指摘のとおりかと思えます。これまでも各種の対策を早期に、先議でお願いさせていただいたこともございました。今回につきましては、六月と九月でも一定の対策は打っております、今回更に追加の財源をどう活用するかということだったわけでございますけれども、六月、九月にやった対策を含めまして、その後の諸情勢をしつかり見る必要がある、その上で、なお支援が必要な分野ですとかそれぞれの水準はどうかといったあたりについて、限られた財源の中でよく中身を精査するということも重要ではないかと考えました。県内の事業者等、様々御意見をいただいたところ、それを十分に踏まえて……。ちょっと内情を申しますと、直前にやはりこういったところも支援が必要だということに気づいて事業に盛り込むことができた取組も実は多数ございまして、結果として二、三週間、ちょっと遅かったのかもしれないけれども、その分きめ細かな支援につながった面はあるのではないかなと考えてございます。もちろん、予算をお認めいただきました際には、工夫しながら庁内で連携してできる限り速やかな執行に努めてまいりたいと考えてございます。

○庄田圭佑委員 様々現場の声を聞いていただきながら予算措置をしたと理解させていただきますと思います。そうは言っても、やはり電気料金がかなり高騰している、電気料金だけではなくて、ガス料金ももちろんそうなんですけれども、やはりこれらの経営に与えるインパクトというのは極めて大きいものがあるんだろうと思っております。こういった支援には本当に感謝申し上げます。そのときには、やはり電気代の上昇率が極めて顕著であると、そういったお話だったんですが、施設によつては光熱水費だけで年間四千五百万円以上ものコスト増が見込まれるというようなお話もありました。東北電力においては、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、先月高圧及び特別高圧の電気料金単価の見直しが行われているということございまして、今後産業用電気料金がますます高騰するということが予想されます。今回の物価高騰対策支援が果たして十分と言えるのかというのは若干疑問を抱いているところもあります。特に、医療や介護事業者、先ほども公衆浴場の話ありましたけれども、国によつて診療報酬単価が定められておりまして、患者さんなどの利用者に簡単に価格転嫁できる業種業態ではないわけでございます。こうした業種業態については、一層の支援が必要だと私は認識しております。県として、今回の支援が十分という認識であるのか、また、今後必要に応じて追加支援も検討しておられるのか、確認させていただきたいと思っております。

○伊藤哲也保健福祉部長 医療機関等に対しましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けておりますため、光熱費や給食費の一部を補助し、安定的な医療提供体制の整備を図ろうとするものであります。具体的には、水道光熱費や給食材料費の物価上昇分の一部を助成するものであります。また、介護事業者の光熱費等の助成については、九月補正予算でもお認めいただいて計上しておりますけれども、昨今の物価上昇を鑑み、基準単価の上乗せをするものです。具体的には、入所系で定員当たり六千円、通所系で三千円を上乗せするというものであります。物価高騰対策につきましては、委員からも公定価格というお話ありました、全国的な課題でありますため、これまで全国知事会を通じて国に働きかけてきたところでもありますけれども、引き続き、国において適切な対応がなされるよう要望してまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 引き続き国に要望していただいて、宮城県の財源では非常に限られて

いると思いますので、国の支援がなければ、なかなかこれ以上の支援というのは難しいのかなと思っておりますけれども、医療・介護のみならず、例えば運輸業、タクシーとかバス、これも簡単に料金を上げることはもちろんできませんので、そういったところに対する支援というのもしっかりと目配りをしていただきたいなと思っております。ございます。やはり民間事業者で、先ほどお話ししましたように、医療機関で年間四千万円ぐらい光熱水費が増えると、経営に与える影響というのはかなり大きいと思っております。民間の事業者の方から、経営者の方から、役所、公務員の皆さんはコスト意識がちよつとないのではないかというようなお声をたくさんいただくわけでございまして、光熱水費一つとってもばかにならないんだということをよく言われるわけでございます。そうしたところで、ちよつと通告してないんですが、足元の、この県庁舎、光熱水費が、この一年間で昨年と比べてどのぐらい増えているのか。おそらく結構県庁も負担が増えているのではないかと思えますけれども、もしデータがあればお示しいただきたいなと思えます。なければまた後で結構でございます。

○志賀真幸総務部長 手元に正確なデータはないのですがかなり大きく増えていると認識していますし、今後もいろいろ値上げなどもありますので、そういった意味では県庁自身も当事者としてコスト意識を持ちながら各方面への支援策についても考えていく必要があるなと思っております。

○庄田圭佑委員 財政を預かっている人だけコスト意識を持っていたのでは全庁的な動きはおそらくできないと思うんです。昼間、節電などということで皆さん、専有部分の電気を消されたりとか、暗い中でお弁当を食べている姿を見るとこれでいいのかなと思うときもあるんですが、民間も厳しいという状況でございますので、やはりそこは県庁の皆さん、そして我々議会も一緒になって物価高騰対策に当たっていくことを示していくことも必要だと思っております。次に移りたいと思えます。

仙台空港関連予算についてということでございます。今回、二億二千三百万円の仙台空港経営支援費が計上されているということがございます。この支援費の具体的な内容の質疑に入る前に、まずここ数年の仙台国際空港株式会社、S I A Cの経営成績と県の認識について確認しておきたいと思えます。

4
○村井嘉浩知事 仙台国際空港株式会社は、平成二十八年の民営化後、旅客数の増加に

に伴い、平成二十九年度から令和元年度の上半期までは黒字を達成し、順調に業績を伸ばしてまいりました。しかし、コロナ感染拡大に伴い、令和元年度の最終的な純利益は赤字に転じ、令和二年度は約十五億円、令和三年度に約十一億円と二か年合計で約二十六億円の赤字となっております。また、今年度は、コロナ対策における行動制限の緩和などにより、旅客数は回復傾向にあるものの、上半期は約一億六千万円の赤字を計上しており、依然として厳しい経営状況であると認識しております。国際線がどんどん再開するまではまだ厳しいだろうと思います。

○庄田圭佑委員 極めて厳しい経営環境にあるというのは御答弁のとおりなのかなと思っております。私も今年の上半期の経営成績、プレスリリースというか公表されてる部分を見させていただきました。営業キャッシュフローが二・二億円の黒字というような形になっておりまして、営業キャッシュフローが黒転していれば経営としてはそんなに大きく影響はないのかなというふうに思っておりますけれども、そうは言いながらも、一方で短期の借入れが増加しているということございまして、バランスシートを見ると流動比率が一〇〇%を下回っている状態だということでございます。こうしたことを見ると、もともとの親会社、大手の企業なのでそんなに影響はないのかなと思えますけれども、S I A Cの借入れ余力とか借換えについては問題ないのかどうか、ちよつと確認させていただきたいと思えます。

○千葉衛土木部長 仙台国際空港株式会社におきましては、令和二年度以降コロナの影響によりまして利用客が大幅に減少し、収入が大きく落ち込んだことから、営業活動によるキャッシュフローがプラスから二・二億円のマイナスになってございます。このため、預貯金を取り崩し、また、市中銀行から運転資金を借り入れるなどによりまして、経営を維持してきたところでございます。また、今年度上半期におきましては、純利益は赤字となっておりますが、旅客の回復に伴いまして、キャッシュフローが二・二億円のプラスに転じておりまして、更に改善していくものとの認識でございます。

○庄田圭佑委員 営業キャッシュフローが黒転しておりますので、基本的には多分流動比率が一〇〇%を下回っていても問題ないだろうと私も認識しているところでございますが、なお確認のために質疑させていただいたところでございます。極めて厳しい経営状況というのは、引き続きであるというわけでございますけれども、こうした状況にあ

るのは、ここにいる誰もがS I A Cの責めに帰すべき事象ではないと認識しているかと思っております。S I A C自身の放漫経営などによる結果であれば、こうした二億二千三百万円の支援費については、首をひねるところであるわけではございますけれども、今回は新型コロナウイルスによる移動・渡航制限など、政府の自粛要請の結果によるものであると認識しておりますので、予算は妥当であると考えているところでございます。また、世間では、自粛と補償はセットということを主張されるお考えの方もいらっしゃるとうことでございますので、今回の支援費に異議を唱える方は誰もいないのではないのかなと思っております。ちょっと前置きが長くなったわけでございますけれども、今回の支援費、二億二千三百万円の内訳、そしてその算出根拠をお示しいたきたいと思えます。

○千葉衛土木部長 仙台空港経営支援費につきましては、空港施設利用料減収支援、省エネ設備導入補助、電気・重油代の価格高騰支援の三つの柱として、計二億二千三百万円を計上してございます。この内訳としましては、空港施設利用料減収支援につきましてもコロナの影響により減少しました利用客約六十五万人分の利用料に相当する経費として一億五千万円。省エネ設備導入補助につきましては、今年度実施するエプロン照明六十三基などのLED化に要する費用の二分の一を補助する経費といたしまして、四千八百万円。電気・重油代の物価高騰支援につきましては、旅客ターミナルビルなどで使用する電気料金等の価格高騰分の二分の一を補助する経費として二千五百万円、それぞれ計上するものでございます。

○庄田圭佑委員 空港施設利用料の減収補填で約六十五万人減った分の一億五千万円ということでありました。一億五千万円の減収補填によってS I A Cの経営責任に、どの程度影響が及ぶのかというのをちょっと確認させていただきたいと思えます。

○千葉衛土木部長 空港施設利用料につきましては、着陸料やテナント料と並ぶ重要な収入源となっております。今回支援をすることによりまして、今年度上半期の赤字分、一億六千万円相当、これをおおむね解消できるものと認識してございます。

○庄田圭佑委員 上半期の赤字分を何とか補填できるということでございました。新型コロナウイルスの前に、仙台空港も様々な設備投資を計画していて、コロナになって設備投資をフリーズしてきたという経緯がございます。今回減収補填で一億五千万円入るとい

とで、これを原資に、例えばフリーズしていた設備投資にそういったものを使われるのかどうか、ちよつとそこも確認をさせていただきたいと思ひます。

○千葉衛土木部長 旅客取扱施設利用料の減収補填の使途につきましては、その目的から空港利用者が使用するロビーや保安検査場などの旅客サービス施設の維持管理や増改築、またお客様案内などのサービスの提供に活用されるものと考えてございます。

○庄田圭佑委員 おそらく経営判断になると思うので、具体的にいつ投資するのかというのは、おそらく県のほうでは今すぐというわけではないんだと思うんですけども、ぜひ、こうしたものも活用いただきながら、S I A Cには、この後のインバウンドの拡大、拡大というか、また再受入れスタートしますけれども、そういったものをしっかりとしたインフラの整備に充ててもらいたいなと思っておりますので、ぜひこれは県からもしっかりとS I A Cにお伝えいただきたいなと思っております。それで、一般質問でもございましたけれども、今後の見通しということでお尋ねをさせていただきたいわけでございますが、来年の一月十八日からエバー航空が週四便の国際線を再開すると、そして、年末にはタイ国際航空のチャーター便もあるというニュースがございました。第八波と言われながらも、コロナの分類の見直しの議論も始まっていますので、コロナ禍の出口もいよいよ本格的に見え始めまして、東北のグローバルゲートウエーたる仙台国際空港の民営化の真価が問われる時期になるんだと思っております。これまで、県は、S I A Cや航空路線誘致に多くの支援を実施してきたわけでございます。そこで、今後本県が仙台国際空港に求める役割、国際線や新規路線就航の見通しについて、知事の御所見をお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 仙台空港は、我が県のみならず東北全体の発展を牽引する東北のグローバルゲートウエーであり、インバウンドなどによる交流人口の回復・拡大とともに、県が掲げますみやぎ観光戦略プランの推進にも重要な役割を担っているものと認識しております。国際線については、エバー航空が来月、一月十八日から台湾との定期便を週四便で運行再開することを決定しております。また、タイ国際航空が年末年始にタイからのチャーター便の運航を決定したところでございまして、これらを契機にほかの路線の再開にも弾みがつくものと考えております。更に、国内線でございますけれども、新潟空港を拠点に運航を開始する予定である新しい航空会社、トキエア株式会社が、来年

度新潟―仙台便の新規就航を目指していると伺っております。県としては、引き続き仙
台国際空港株式会社や関係機関と連携をいたしまして、一日も早い国際線の全路線の運
航再開とともに、運用時間二十四時間化の強みを生かし、新規路線の誘致による路線の
拡大に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。仙台空港がそ
ういった形で足腰が強くなって、今まで運休になっていた路線が再開して、利用者も増
えてくるということで非常にいいことだと思っております。その一方で、仙台空港
に至るアクセス鉄道、これについてもちよつとしっかりと見ていかなければいけないの
かなと思っております。九月定例会においても、運行体制の維持・確保
に向けた仙台空港アクセス鉄道への経営支援で三億円が措置されておりました。今回、
更に一億三千三百万円の増額補正がされているということでございます。今回と前回の
内容についての差異は何なのか。なぜ、増額補正するのか、お伺いいたします。

○千葉衛土木部長 仙台空港アクセス鉄道につきましては、空港利用者や沿線住民にと
って重要な公共交通機関であります。度重なる外出自粛・移動制限によりまして空港
利用者及び沿線施設の利用者の減少に伴い、鉄道利用者も減少し、更に原油価格・物価
高騰の影響も受けて三年連続の赤字となる見込みでございます。このため、九月議会に
おきまして令和四年度の減収分に対しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金を財源とした三億円の支援をお認めいただいたところでございます。現在も
鉄道利用者がコロナ禍前まで回復しておりませんが、厳しい経営状況が続いていると
もに、開業から十六年目を迎えまして、駅の空調機の更新や照明のLED化等が必要と
なっていることから、拡充された国の支援メニューを活用しまして、今回支援するとし
たものでございます。

○庄田圭佑委員 空調の更新とLED化ということございました。これによって、お
そらく大分電気代の高騰による、経営に与えるインパクトというのも多少は抑えられる
のかなと思っております。仙台空港アクセス鉄道の経営健全化、そして仙台空港のS I
ACの経営健全化、この二つが相まって、初めて仙台空港が東北のグローバルゲートウ
エーとしての機能をしっかりと果たせるんだろうと私は考えておりますので、引き続き、
このアクセス鉄道についてもしっかりと県のほうで目配せしていただいて、適宜適切な

支援をしていただきたいと、このように思っているところでございます。時間がなくなってきましたので、次、三点目に移りたいと思います。

盛土対策費についてということでございます。

実は、この盛土対策費でございますけれども、私の地元中の地元、仙台市泉区北中山の林地開発現場のお話でございます。私の中学校区ということでもございまして、極めて私も注目しているものでございます。昨年六月に盛土のクラックや沈降が認められたということございまして、大雨や地震などで盛土が崩れると至近を流れております七北田川の流れを塞いでしまうおそれもあるというところでございます。また、県の調査では、万一があっても、開発区域上部にある北中山団地側の地盤は良好であるということございまして、斜面の変状の影響はないと伺っておるところでございますが、近隣住民の不安を考えれば、速やかな原状復帰が望まれるところであります。

初めに、これまでの林地開発現場の現状と県の対応についてお伺いいたします。

○佐藤靖彦環境生活部長 この林地開発の現場でございますけれども、平成十九年に森林法に基づく林地開発許可を受けまして、建設残土置場及び資材置場の造成を行っていた場所ということになります。昨年六月に、開発行為者からの報告によりまして、建設残土置場の盛土部分などに亀裂等を確認したため、県では開発行為者に対しまして、災害発生届の提出を指導したというところでございます。昨年十一月には、県と仙台市が協力いたしまして、地盤伸縮計等を設置し、盛土部分の動向観測調査を開始するとともに、これまで地域住民に対しまして、盛土の状況及び動向観測調査に関する説明を行ってきております。また、委員御指摘のとおり、今年三月の福島県沖地震、七月の大雨時には一日当たり最大数ミリメートルから十数ミリメートルの変動を観測したほか、降雨量等に連動して、断続的に地滑り活動が継続しており、これまでの観測結果や学識経験者の意見を参考にすると、今後の降雨等により、地滑りによる盛土崩落の危険性があるものと認識しております。仮に、地滑りが発生した場合には、崩壊土砂が七北田川の河道を閉塞し、河川からあふれた水が周辺の住宅地や道路等を浸水させる危険性があることから、住民の生命・財産を脅かすおそれがあるものと考えられます。県ではこれまでの間、開発行為者に対しまして、斜面整形と排水施設の補修などの応急対策、盛土の除去などの復旧対策を早期に施工するよう繰り返し指導を行っており、今年八月三十一日

に注意書、十月十一日に警告書を開發行為者に交付いたしました。開發行為者から指導内容を満たす十分な対応がなされなかったところでございます。そのため、十一月七日に森林法に基づく復旧命令等を発出しましたが、十一月三十日の着手期日までに履行されなかったことから、十二月二日付で行政代執行法に基づく戒告通知を行ったところであります。なお、上部にある住宅地につきましては、今年二月に実施した地盤探索の結果、硬質な岩盤を切土し造成した健全な地盤であることが確認され、当該地の盛土部分の地滑り活動の影響は受けられないものと認識しております。

○庄田圭佑委員 住宅地に影響がないというだけでも非常に……、いいことではないですけれど、こういうことがあること自体、極めて遺憾であると私は思っているところでございます。今の答弁の中にも地震の話があつて、昨年、私も地震あつた直後に現場に駆けつけてみて、大きく崩れてなかったのでよかつたなと思つたことを答弁を聞きながら思い出したところでございます。今、いろいろと御説明いただいたとおりのことで、引き続きしっかりと対応いただきたいなど思っているところでございます。今回のこの四億二千三百八十三万円の費用について、その財源と復旧工事の概要についてお伺いさせていただけます。

○佐藤靖彦環境生活部長 今回のこの財源でございますけれども、国土交通省の防災・減災対策等強化事業推進費を活用いたしました農山漁村地域整備交付金事業の国庫補助金を予定しております。その補助率は三分の二となっております。現在、県が想定している復旧対策工事ですけれども、地滑りの早期安定を最優先としたおよそ七万立方メートルの盛土部分の土砂の排土工に加えまして、雨水侵食防止を目的とした排水工や緑化工、排土した土砂を場外へ搬出する残土処理工などがございます。

○庄田圭佑委員 結構な費用がかかる、そして排土量が七万立米ということで、結構な量だと思つているところでございます。国の交付金を使いながらやるということで、最終的には業者さんにきちんと求償して、返していただくということになると思つているところでございますが、この業者さんなんですけれども、果たしてその経営状況がどうなのかとか、かなり不安なところもあるわけでございます。今後の執行に向けて、具体的なスケジュールについてお示しいただきたいなど思つていることと併せまして、仮にこの行為者である法人が破産なんかされたりすると、今回の代執行費用の回収が不可能

になるのではないかという懸念もございます。早期に行為者の経営状況や資産状況の把握が必要になると認識しておりますが、今後の取組についてお伺いいたします。

○佐藤靖彦環境生活部長 現在復旧命令に対しまして、開発行為者が応じていないということから、行政代執行法に基づき戒告通知を行い、十二月十六日までに復旧計画書を提出の上、現場への着手を行うよう求めているところでございます。今後は、開発行為者の対応状況を見極めながら、県としての対応を検討することになりますが、仮に、開発行為者が期日までに復旧対策工事に着手しない場合には、県において可能な限り早期に着手し、来年の梅雨の時期までには、災害発生リスクの低減を図りたいと考えているところでございます。また、開発行為者に対しましては、復旧命令及び戒告通知におきまして、資金計画書等の提出を指導しているところでありまして、今後とも経営や資産状況について可能な限り速やかに把握に努めてまいりたいと考えております。